

限度額適用認定申請を行う方へ

限度額適用認定証があれば医療機関や薬局で、一時的な高額な自己負担を行わないことが可能ですが、事前に、健保組合に限度額認定申請を行う必要があり、直ぐにはお手元にお送りできません。

しかし、マイナンバー保険証を利用すれば、健保組合に限度額認定申請の手続きは必要ありません。

医療機関や薬局の受付窓口のカードリーダーで、マイナンバー保険証の読み取りと限度額情報の提供を選択し受付が終了すれば完了です。

常務理事	事務長	課長	係

マイナ保険証を利用すればこの申請は不要です。

三陽商会健康保険組合 理事長殿

健康保険限度額適用認定申請書

マイナンバー保険証を利用すれば、事前申請は不要で高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

下記のとおり「健康保険限度額適用認定証」の交付を申請します。

申請日： 年 月 日

事業所名称		事業所所在地	
被保険者の 記号・番号		被保険者の氏名	
認定が必要な方の氏名	被保険者との続柄		
	生年月日	昭和・平成・令和	年 月 日
療養期間（予定）	令和 年 月 日 ～ 年 月 日 ※最長で9月1日～翌年8月31日までの有効期限になります。		
認定証送付方法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 社内便 <input type="checkbox"/> 窓口（※郵送ご希望の方は、下記にご住所を記入してください）		
認定証の送付先 （特定記録で送付します）	〒 -		
電話番号	自宅	携帯	勤務先
	- -	- -	- -
申請の種類	<input type="checkbox"/> 新規申請 <input type="checkbox"/> 延長申請		
ケガの場合、負傷原因を ご記入下さい。			

- この申請用紙は事前申請となります。（遡りの認定証の発行は基本的にしませんので早めの手続きをお願いいたします）
- 被保険者が市区町村民税の市（区）民税が非課税の場合は、この申請での申請はできません。別紙『健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額認定申請書』にて申請してください。
- 70歳以上75歳未満の方で、一般所得者（2割負担）の方は「高齢受給者証」を呈示することで一定額（自己負担限度額）までの支払いとなりますので、「限度額適用認定証」は原則必要ありません
- 医療機関窓口で「認定証」の提示をしなかった場合の高額療養費は、後日償還払い（申請不要）により支給します。
- 「認定証」による高額療養費の現物給付は医療機関ごとの取扱いのため、同一月で2つ以上の医療機関に入院し、それぞれ高額療養費に該当した場合、医療機関ごとに自己負担限度額までの負担をする必要があります。この場合、後日各医療機関の負担額を合算し高額療養費を再計算し、その差額は後日付加給付とともに償還払い（申請不要）により支給します。
- 三陽健保の給付金（法定給付・付加給付）は、医療機関が発行するレセプト（医療費の請求書）を基に自動計算し支給します。（診療月のおよそ3ヵ月後）
- ケガ（外傷）で相手がいる場合（損害賠償請求が生じる場合）は、「第三者の行為による傷病届」等の届出が必要となります。
- 単独の交通事故の場合は、「事故証明書」と「事故発生状況報告書」の両方が必要となります。